

【表紙】  
【提出書類】 有価証券報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成24年2月23日  
【計算期間】 第8特定期間（自平成23年5月25日 至 平成23年11月24日）  
【ファンド名】 三菱UFJグローバル・インフラ関連株式ファンド（毎月決算型）  
【発行者名】 三菱UFJ投信株式会社  
【代表者の役職氏名】 取締役社長 後藤 俊夫  
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
【事務連絡者氏名】 井上 靖  
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
【電話番号】 03-6250-4740  
【縦覧に供する場所】 該当ありません

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券 不動産投信		
追加型	内外	その他資産 ( )	ETF	特殊型 ( )
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般	年1回 年2回	グローバル (日本を含む )	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
大型株 中小型株 債券	年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ( )	年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング			その他 ( )	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
不動産投信 その他資産 (投資信託証 券(株式一 般))						その他 ( )
資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

#### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東(中東)	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型/絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## [ ファンドの目的・特色 ]

### ファンドの目的

世界のインフラ関連株式等を実質的な主要投資対象とし、配当利回り、割安度、企業のクオリティ

に着目してポートフォリオを構築し、値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

1

### 世界のインフラ関連株式等<sup>1</sup>への投資を行います。

世界各国（日本およびエマージング諸国を含む）のインフラ関連企業（主として輸送インフラ（空港サービス、ハイウェイおよび鉄道、港湾サービス）、ライフライン<sup>2</sup>インフラ（電気、ガス、水道、複合公益事業）ならびにエネルギーインフラ（石油・ガス貯蔵と輸送関連）に関連する業務を行う企業をいいます。）の株式等へ投資を行い、配当収入と中長期的な株価値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

1 株式等には、株式に類似する性質を持った以下のような有価証券が含まれることがあります。

- ・リミテッド・パートナーシップ：共同で投資事業を行う組合の一種で、事業を運営するゼネラルパートナー（無限責任組員）とその事業に出資するだけのリミテッドパートナー（有限責任組員）から構成されます。リミテッドパートナーとして参加した投資家は、株式と同様に、出資した金額に応じて配当を受ける権利を有し、ここではその権利を指します。
- ・信託受益権：様々な資産が信託銀行などに信託された場合、その資産から発生する経済的利益を受け取る権利のことを言います。

2 電気、ガス、上下水道、電話等の都市生活・活動を支えるために不可欠な、供給・処理施設や情報通信施設等のことを言います。

### インフラとは？

「インフラストラクチャー」の略で、日常生活や経済活動に無くてはならない「電気・水道・ガス・道路・鉄道・港湾・ダム」などの社会基盤を指します。

ファンドは、**輸送インフラ**（空港サービス、ハイウェイおよび鉄道、港湾サービス）、**ライフラインインフラ**（電気、ガス、水道、複合公益事業）、**エネルギーインフラ**（石油・ガス貯蔵と輸送関連）をインフラ関連分野と定義しています。

上記は例示であり、インフラ関連企業の事業内容は多岐にわたるため、これらの分野以外に投資する場合があります。

本見通しないし分析は、作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

2

### 配当利回り、割安度、企業のクオリティ<sup>3</sup>に着目してポートフォリオを構築します。

各銘柄の配当利回り、割安度、企業のクオリティ等を考慮して、インフラ関連株式の中で相対的に配当利回りが高い銘柄を中心にポートフォリオを構築します。

3 クオリティとは投資対象の「質」を意味し、ここでは他社との競合関係、参入障壁の高さ、事業継続性を意味します。

## <運用プロセス>



- 左記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に左記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。左記のプロセスは、今後変更される場合があります。
- ファンドは、実質的に特定のテーマ・業種に絞って投資を行いますので、これらの動向によっては、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。
- ファンドは、30~60銘柄程度の株式に投資を行うため、世界の株式市場全体に幅広く投資した場合に比べて、価格変動が大きくなる場合があります。

3

グローバル・インフラ関連株式マザーファンドの株式等の運用にあたっては、インフラ関連株式への投資で実績のある、コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント（オーストラリア）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

### コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント(オーストラリア)リミテッドについて

コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント(オーストラリア)リミテッドは、オーストラリアの総合金融機関であるオーストラリア・コモンウェルス銀行のウェルスマネジメント部門に属している資産運用会社です。コロニアル・ファーストステート・グループは、オーストラリア、英国、アジア、米国に運用・事業拠点を有しています。



(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

4

毎月24日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とし、分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

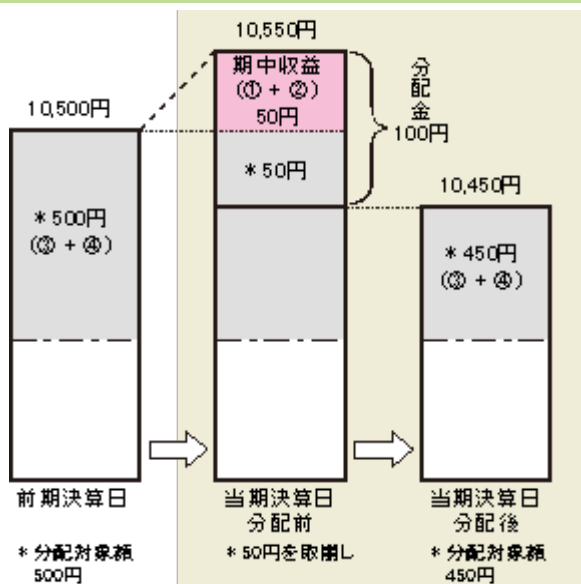
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに分配準備積立金および収益調整金です。

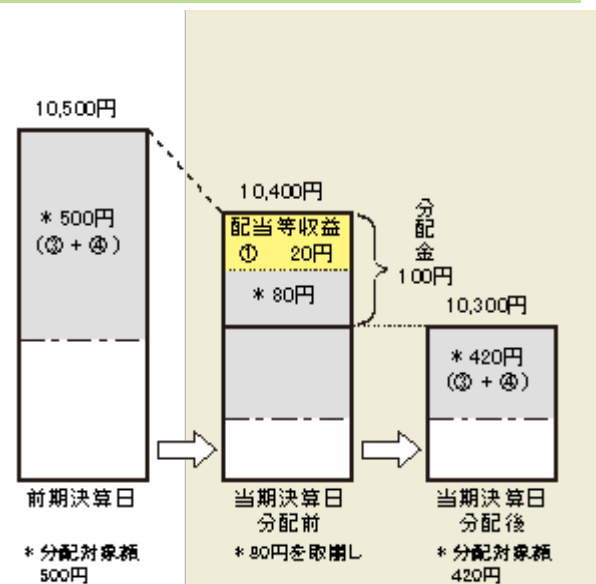
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）



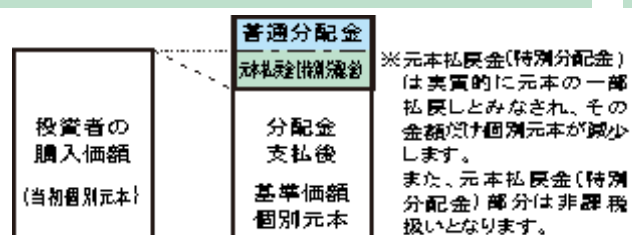
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

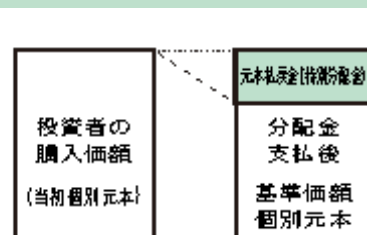
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

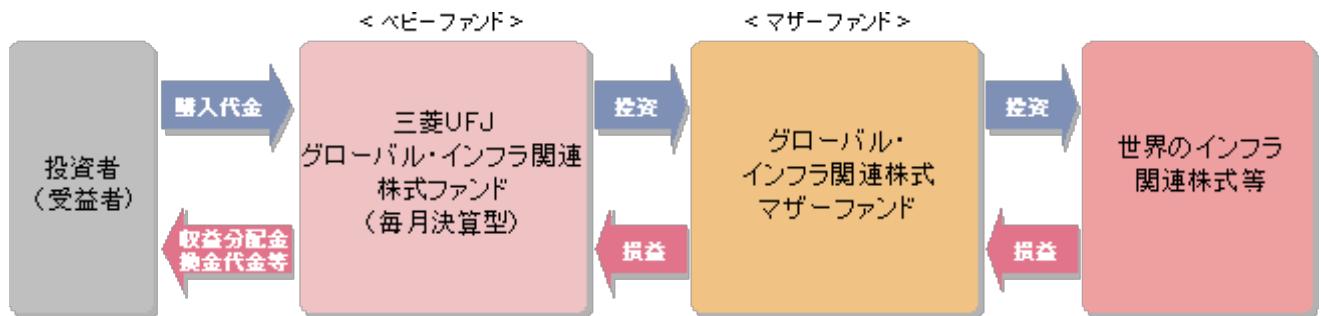
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金

(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

## &lt; ファンドの仕組み &gt;

運用は主にグローバル・インフラ関連株式マザーファンドへの投資を通じて、世界のインフラ関連株式等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



## &lt; 主な投資制限 &gt;

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成19年12月7日 設定日、信託契約締結、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）			
お申込金 収益分配金、解約代金等			
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。		
お申込金 収益分配金、解約代金等			
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスター トラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJ投信株式会社	再委託先 コロニアル・ファースト ステート・アセットマネジ メント（オーストラリア） リミテッド	
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	委託会社からマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。	
投資 損益			
マザーファンド			
投資 損益			
有価証券等			

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

## 委託会社の概況

## ・資本金

2,000百万円（平成23年12月末現在）

## ・沿革

平成9年5月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月

東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月

三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

## ・大株主の状況（平成23年12月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

グローバル・インフラ関連株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

主としてグローバル・インフラ関連株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国のインフラ関連企業（主として輸送インフラ（空港サービス、ハイウェイおよび鉄道、港湾サービス）、ライフラインインフラ（電気、ガス、水道、複合公益事業）ならびにエネルギーインフラ（石油・ガス貯蔵と輸送関連）に関連する業務を行う企業をいいます。）の株式等へ投資を行い、配当収入と中長期的な株価値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2)【投資対象】

## 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り、）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

## イ. 為替手形

## 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするグローバル・インフラ関連株式マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとし、

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、1. から23. に該当するものを除きます。）
25. 外国の者に対する権利で23. および24. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

## 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 信託の受益権(金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1.から5.に該当するものを除きます。)
7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利(金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。)
8. 外国の者に対する権利で5.から7.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

### <グローバル・インフラ関連株式マザーファンドの概要>

#### (基本方針)

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

#### (運用方法)

##### 投資対象

世界各国の株式等(投資事業有限責任組合契約に基づく権利および信託の受益権等を含むことがあります。以下同じ。)を主要投資対象とします。

##### 投資態度

主として世界各国のインフラ関連企業(主として輸送インフラ(空港サービス、ハイウェイおよび鉄道、港湾サービス)、ライフラインインフラ(電気、ガス、水道、複合公益事業)ならびにエネルギーインフラ(石油・ガス貯蔵と輸送関連)に関連する業務を行う企業をいいます。)の株式等へ投資を行い、配当収入と中長期的な株価値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

株式等への投資にあたっては個別銘柄選択を重視し、定性評価、定量評価の両面から分析を行い、インフラの種類や地域の分散に配慮しながら、配当利回り、割安度、企業のクオリティに着目してポートフォリオを構築します。

株式等の運用にあたっては、運用の指図に関する権限を、コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託します。(注)

原則として、株式等への投資は、高位を維持することを基本とします。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注)運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

#### (投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

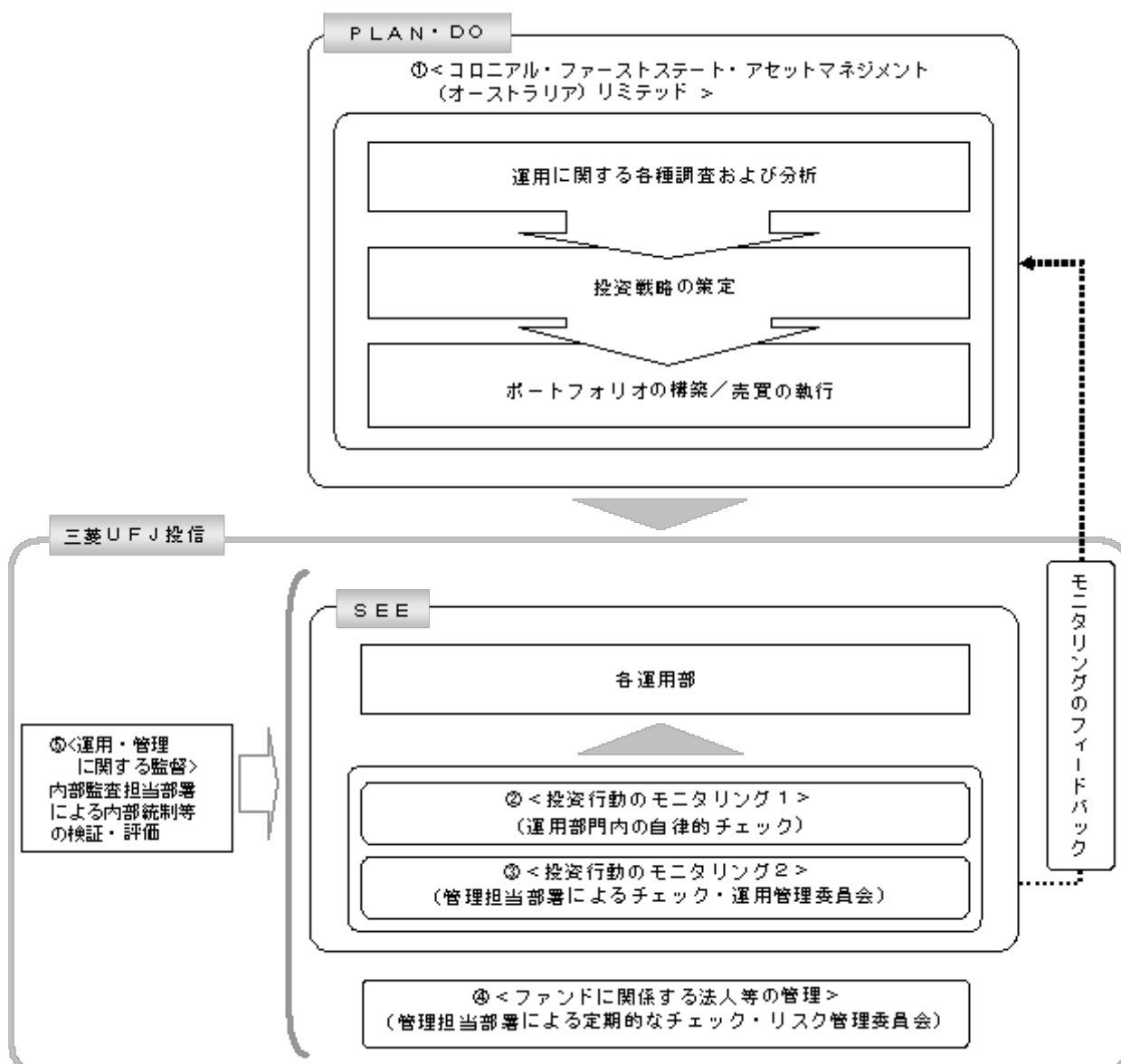
外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

## (3) 【運用体制】



## 運用の指図に関する権限の委託

当ファンドはグローバル・インフラ関連株式マザーファンド受益証券を主要投資対象としています。グローバル・インフラ関連株式マザーファンドについては、株式等の運用の指図に関する権限を、コロナリアル・ファーストステート・アセットマネジメント（オーストラリア）リミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

## 投資行動のモニタリング1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

## 投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部門から独立した管理担当部署が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

## ファンドに関する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成24年2月24日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

### （４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

### （５）【投資制限】

#### < 信託約款に定められた投資制限 >

##### 新株引受権証券および新株予約権証券

a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 投資信託証券

a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 同一銘柄の転換社債等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確に

しているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 有価証券先物取引等

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の指図範囲の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。)との合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の指図範囲の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の指図範囲の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下2.において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国

貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつで規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### 外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

#### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

#### 有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

#### <その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限  
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。
- ・デリバティブ取引の投資制限  
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

#### 市場リスク

##### (価格変動リスク)

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

##### (為替変動リスク)

実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まる場合があります。

#### 留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

また、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行うことにより、当ファンドの投資リスクを適切に管理するよう努めています。具体的な再委託先における投資リスクに対する管理体制および委託会社での再委託先の確認体制は、以下の通りです。

### [再委託先の投資リスクに対する管理体制]

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管

理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行っています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、証券売買システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

#### 〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、市場、信用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.1%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

### (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

### (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.554%（税抜年1.48%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.84% (税抜年0.8%)	年0.63% (税抜年0.6%)	年0.084% (税抜年0.08%)

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とするファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、原則として、毎年2月、5月、8月および11月の24日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.5%を乗じて得た金額とします。

### (4)【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(\*) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

##### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%(所得税7%および地方税3%)の税率となります。

##### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

10%(所得税7%および地方税3%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日以降は10.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%)、軽減税率の適用終了後の平成26年1月1日以降は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率となる予定です。

##### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7%(所得税7%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日以降は7.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147%)、軽減税率の適用終了後の平成26年1月1日以降は15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率となる予定です。

##### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

##### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成23年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成23年12月30日現在  
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	626,017,106	99.72
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,733,047	0.28
純資産総額		627,750,153	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

平成23年12月30日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数 (口)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	グローバル・インフラ関連株式マザーファンド	親投資信託 受益証券		960,443,551	0.6516 0.6518	625,825,432 626,017,106		99.72

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成23年12月30日現在

種類/業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.72
合計	99.72

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成23年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成20年3月24日)	1,642,138,744 (分配付) 1,637,992,874 (分配落)	7,920 (分配付) 7,900 (分配落)
第2計算期間末日 (平成20年4月24日)	1,886,004,210 (分配付) 1,881,756,353 (分配落)	8,783 (分配付) 8,763 (分配落)
第3計算期間末日 (平成20年5月26日)	2,009,454,898 (分配付) 2,005,106,274 (分配落)	9,038 (分配付) 9,018 (分配落)
第4計算期間末日 (平成20年6月24日)	1,933,337,694 (分配付) 1,928,881,229 (分配落)	8,625 (分配付) 8,605 (分配落)
第5計算期間末日 (平成20年7月24日)	1,877,567,549 (分配付) 1,873,094,701 (分配落)	8,377 (分配付) 8,357 (分配落)
第6計算期間末日 (平成20年8月25日)	1,845,605,890 (分配付) 1,841,090,122 (分配落)	8,170 (分配付) 8,150 (分配落)
第7計算期間末日 (平成20年9月24日)	1,620,883,657 (分配付) 1,616,419,790 (分配落)	7,262 (分配付) 7,242 (分配落)
第8計算期間末日 (平成20年10月24日)	1,131,953,373 (分配付) 1,127,560,697 (分配落)	5,154 (分配付) 5,134 (分配落)
第9計算期間末日 (平成20年11月25日)	1,046,520,325 (分配付) 1,042,154,843 (分配落)	4,795 (分配付) 4,775 (分配落)
第10計算期間末日 (平成20年12月24日)	1,004,533,800 (分配付) 1,000,216,000 (分配落)	4,653 (分配付) 4,633 (分配落)

第11計算期間末日 (平成21年 1月26日)	920,272,786 (分配付) 915,959,834 (分配落)	4,267 (分配付) 4,247 (分配落)
第12計算期間末日 (平成21年 2月24日)	889,542,370 (分配付) 887,390,706 (分配落)	4,134 (分配付) 4,124 (分配落)
第13計算期間末日 (平成21年 3月24日)	997,721,723 (分配付) 995,565,730 (分配落)	4,627 (分配付) 4,617 (分配落)
第14計算期間末日 (平成21年 4月24日)	996,653,544 (分配付) 994,502,771 (分配落)	4,633 (分配付) 4,623 (分配落)
第15計算期間末日 (平成21年 5月25日)	1,076,059,590 (分配付) 1,073,928,024 (分配落)	5,045 (分配付) 5,035 (分配落)
第16計算期間末日 (平成21年 6月24日)	1,063,900,146 (分配付) 1,061,797,770 (分配落)	5,057 (分配付) 5,047 (分配落)
第17計算期間末日 (平成21年 7月24日)	1,139,393,867 (分配付) 1,137,319,215 (分配落)	5,487 (分配付) 5,477 (分配落)
第18計算期間末日 (平成21年 8月24日)	1,179,750,985 (分配付) 1,177,694,124 (分配落)	5,729 (分配付) 5,719 (分配落)
第19計算期間末日 (平成21年 9月24日)	1,184,873,989 (分配付) 1,182,844,589 (分配落)	5,831 (分配付) 5,821 (分配落)
第20計算期間末日 (平成21年10月26日)	1,194,439,982 (分配付) 1,192,427,209 (分配落)	5,926 (分配付) 5,916 (分配落)
第21計算期間末日 (平成21年11月24日)	1,142,483,741 (分配付) 1,140,506,123 (分配落)	5,769 (分配付) 5,759 (分配落)
第22計算期間末日 (平成21年12月24日)	1,149,634,923 (分配付) 1,147,713,498 (分配落)	5,974 (分配付) 5,964 (分配落)
第23計算期間末日 (平成22年 1月25日)	1,078,149,259 (分配付) 1,076,295,380 (分配落)	5,816 (分配付) 5,806 (分配落)
第24計算期間末日 (平成22年 2月24日)	1,010,877,602 (分配付) 1,009,075,584 (分配落)	5,610 (分配付) 5,600 (分配落)
第25計算期間末日 (平成22年 3月24日)	1,017,151,595 (分配付) 1,015,406,914 (分配落)	5,830 (分配付) 5,820 (分配落)
第26計算期間末日 (平成22年 4月26日)	1,042,435,030 (分配付) 1,040,754,079 (分配落)	6,201 (分配付) 6,191 (分配落)
第27計算期間末日 (平成22年 5月24日)	851,710,868 (分配付) 850,078,636 (分配落)	5,218 (分配付) 5,208 (分配落)
第28計算期間末日 (平成22年 6月24日)	861,594,781 (分配付) 860,004,462 (分配落)	5,418 (分配付) 5,408 (分配落)
第29計算期間末日 (平成22年 7月26日)	869,145,583 (分配付) 867,596,230 (分配落)	5,610 (分配付) 5,600 (分配落)
第30計算期間末日 (平成22年 8月24日)	812,178,175 (分配付) 810,656,114 (分配落)	5,336 (分配付) 5,326 (分配落)
第31計算期間末日 (平成22年 9月24日)	824,066,209 (分配付) 822,588,799 (分配落)	5,578 (分配付) 5,568 (分配落)
第32計算期間末日 (平成22年10月25日)	830,129,152 (分配付) 828,676,711 (分配落)	5,715 (分配付) 5,705 (分配落)
第33計算期間末日 (平成22年11月24日)	810,989,459 (分配付) 809,566,933 (分配落)	5,701 (分配付) 5,691 (分配落)
第34計算期間末日 (平成22年12月24日)	791,653,183 (分配付) 790,291,301 (分配落)	5,813 (分配付) 5,803 (分配落)
第35計算期間末日 (平成23年 1月24日)	799,585,115 (分配付) 798,242,032 (分配落)	5,953 (分配付) 5,943 (分配落)
第36計算期間末日 (平成23年 2月24日)	796,109,249 (分配付) 794,777,916 (分配落)	5,980 (分配付) 5,970 (分配落)
第37計算期間末日 (平成23年 3月24日)	748,134,336 (分配付) 746,852,205 (分配落)	5,835 (分配付) 5,825 (分配落)
第38計算期間末日 (平成23年 4月25日)	788,130,091 (分配付) 786,870,014 (分配落)	6,255 (分配付) 6,245 (分配落)
第39計算期間末日 (平成23年 5月24日)	772,762,891 (分配付) 771,509,672 (分配落)	6,166 (分配付) 6,156 (分配落)
第40計算期間末日 (平成23年 6月24日)	741,749,907 (分配付) 740,513,185 (分配落)	5,998 (分配付) 5,988 (分配落)

第41計算期間末日 (平成23年 7月25日)	725,983,587 (分配付) 724,780,594 (分配落)	6,035 (分配付) 6,025 (分配落)
第42計算期間末日 (平成23年 8月24日)	639,164,990 (分配付) 637,978,664 (分配落)	5,388 (分配付) 5,378 (分配落)
第43計算期間末日 (平成23年 9月26日)	603,314,285 (分配付) 602,141,507 (分配落)	5,144 (分配付) 5,134 (分配落)
第44計算期間末日 (平成23年10月24日)	647,139,965 (分配付) 645,982,889 (分配落)	5,593 (分配付) 5,583 (分配落)
第45計算期間末日 (平成23年11月24日)	595,320,274 (分配付) 594,179,697 (分配落)	5,219 (分配付) 5,209 (分配落)
第46計算期間末日 (平成23年12月26日)	634,703,254 (分配付) 633,572,625 (分配落)	5,614 (分配付) 5,604 (分配落)
平成22年12月末日	779,701,119	5,727
平成23年 1月末日	791,327,119	5,892
2月末日	785,118,962	5,952
3月末日	782,558,765	6,139
4月末日	803,247,287	6,372
5月末日	775,244,780	6,215
6月末日	763,358,313	6,170
7月末日	704,920,257	5,902
8月末日	656,440,852	5,538
9月末日	630,518,861	5,384
10月末日	670,946,724	5,850
11月末日	627,279,933	5,497
12月末日	627,750,153	5,605

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	20円
第2計算期間	20円
第3計算期間	20円
第4計算期間	20円
第5計算期間	20円
第6計算期間	20円
第7計算期間	20円
第8計算期間	20円
第9計算期間	20円
第10計算期間	20円
第11計算期間	20円
第12計算期間	10円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	10円
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円
第19計算期間	10円
第20計算期間	10円
第21計算期間	10円
第22計算期間	10円
第23計算期間	10円
第24計算期間	10円
第25計算期間	10円
第26計算期間	10円
第27計算期間	10円
第28計算期間	10円
第29計算期間	10円
第30計算期間	10円
第31計算期間	10円

第32計算期間	10円
第33計算期間	10円
第34計算期間	10円
第35計算期間	10円
第36計算期間	10円
第37計算期間	10円
第38計算期間	10円
第39計算期間	10円
第40計算期間	10円
第41計算期間	10円
第42計算期間	10円
第43計算期間	10円
第44計算期間	10円
第45計算期間	10円
第46計算期間	10円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	20.80
第2計算期間	11.17
第3計算期間	3.13
第4計算期間	4.35
第5計算期間	2.64
第6計算期間	2.23
第7計算期間	10.89
第8計算期間	28.83
第9計算期間	6.60
第10計算期間	2.55
第11計算期間	7.89
第12計算期間	2.66
第13計算期間	12.19
第14計算期間	0.34
第15計算期間	9.12
第16計算期間	0.43
第17計算期間	8.71
第18計算期間	4.60
第19計算期間	1.95
第20計算期間	1.80
第21計算期間	2.48
第22計算期間	3.73
第23計算期間	2.48
第24計算期間	3.37
第25計算期間	4.10
第26計算期間	6.54
第27計算期間	15.71
第28計算期間	4.03
第29計算期間	3.73
第30計算期間	4.71
第31計算期間	4.73
第32計算期間	2.64
第33計算期間	0.07
第34計算期間	2.14
第35計算期間	2.58
第36計算期間	0.62
第37計算期間	2.26
第38計算期間	7.38
第39計算期間	1.26
第40計算期間	2.56
第41計算期間	0.78

第42計算期間	10.57
第43計算期間	4.35
第44計算期間	8.94
第45計算期間	6.51
第46計算期間	7.77

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,255,541,949	182,127,344	2,073,414,605
第2計算期間	80,444,806	6,515,238	2,147,344,173
第3計算期間	95,632,142	19,584,759	2,223,391,556
第4計算期間	29,795,170	11,631,036	2,241,555,690
第5計算期間	31,827,879	32,073,010	2,241,310,559
第6計算期間	43,021,539	25,240,936	2,259,091,162
第7計算期間	13,755,125	40,912,710	2,231,933,577
第8計算期間	8,374,889	43,970,064	2,196,338,402
第9計算期間	7,147,963	20,745,090	2,182,741,275
第10計算期間	5,620,464	29,461,550	2,158,900,189
第11計算期間	9,847,415	12,271,120	2,156,476,484
第12計算期間	6,163,406	10,975,728	2,151,664,162
第13計算期間	8,522,474	3,894,387	2,156,292,249
第14計算期間	3,393,533	8,541,602	2,151,144,180
第15計算期間	5,240,645	23,534,693	2,132,850,132
第16計算期間	3,279,018	32,468,265	2,103,660,885
第17計算期間	5,452,700	32,582,940	2,076,530,645
第18計算期間	8,642,597	25,949,435	2,059,223,807
第19計算期間	5,351,526	32,426,831	2,032,148,502
第20計算期間	4,065,752	20,524,523	2,015,689,731
第21計算期間	763,512	35,919,664	1,980,533,579
第22計算期間	812,519	57,061,170	1,924,284,928
第23計算期間	1,991,435	72,396,959	1,853,879,404
第24計算期間	7,906,078	59,766,665	1,802,018,817
第25計算期間	786,953	58,124,592	1,744,681,178
第26計算期間	1,111,837	64,841,547	1,680,951,468
第27計算期間	964,447	49,682,934	1,632,232,981
第28計算期間	2,560,051	44,473,258	1,590,319,774
第29計算期間	1,090,019	42,056,024	1,549,353,769
第30計算期間	672,892	27,965,270	1,522,061,391
第31計算期間	740,994	45,391,681	1,477,410,704
第32計算期間	767,399	25,736,609	1,452,441,494
第33計算期間	649,028	30,564,293	1,422,526,229
第34計算期間	1,559,973	62,203,504	1,361,882,698
第35計算期間	1,451,590	20,251,045	1,343,083,243
第36計算期間	1,020,428	12,770,101	1,331,333,570
第37計算期間	781,399	49,983,489	1,282,131,480
第38計算期間	598,310	22,652,412	1,260,077,378
第39計算期間	540,724	7,399,067	1,253,219,035
第40計算期間	672,904	17,168,972	1,236,722,967
第41計算期間	887,637	34,616,968	1,202,993,636
第42計算期間	534,079	17,201,581	1,186,326,134
第43計算期間	965,588	14,513,226	1,172,778,496
第44計算期間	620,254	16,322,241	1,157,076,509
第45計算期間	560,528	17,059,628	1,140,577,409
第46計算期間	588,808	10,537,033	1,130,629,184

（注）第1計算期間の設定口数は、当初募集期間の当初設定口数を含みます。

## &lt; 参考 &gt;

## 「グローバル・インフラ関連株式マザーファンド」

## (1) 投資状況

平成23年12月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	アメリカ	180,838,893	28.89
	フランス	80,093,504	12.79
	イギリス	70,315,493	11.23
	オーストラリア	56,262,104	8.99
	イタリア	32,138,978	5.13
	ドイツ	32,125,011	5.13
	オランダ	25,850,468	4.13
	スペイン	19,500,823	3.12
	スイス	14,155,701	2.26
	ポルトガル	11,358,021	1.81
	香港	7,688,250	1.23
	ルクセンブルグ	6,251,163	1.00
出資金	アメリカ	69,845,726	11.16
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		19,551,219	3.13
純資産総額		625,975,354	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## a 評価額上位30銘柄

平成23年12月30日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	数量	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
オーストラリア	SP AUSNET	株式	公益事業	501,678	73.58 73.97	37,112,732 37,112,733		5.93
アメリカ	ENBRIDGE ENERGY PARTNERS LP	出資金		14,152	2,333.75 2,556.86	33,027,297 36,184,804		5.78
アメリカ	KINDER MORGAN ENERGY PRTRNS	出資金		5,140	5,824.28 6,548.81	29,936,803 33,660,922		5.38
フランス	VINCI SA	株式	資本財	9,969	2,940.73 3,323.93	29,321,176 33,136,293		5.29
イタリア	ATLANTIA SPA	株式	運輸	25,840	1,020.19 1,243.76	26,361,769 32,138,978		5.13
ドイツ	E.ON AG	株式	公益事業	19,403	1,653.65 1,655.67	32,088,706 32,125,011		5.13
フランス	GDF SUEZ	株式	公益事業	15,281	1,870.18 2,101.31	28,584,381 32,110,181		5.13
アメリカ	EXELON CORP	株式	公益事業	8,072	3,256.52 3,398.01	26,286,698 27,428,780		4.38
オランダ	VOPAK	株式	運輸	6,316	3,801.80 4,092.85	24,012,184 25,850,468		4.13
アメリカ	PPL CORPORATION	株式	公益事業	10,942	2,208.59 2,312.76	24,166,428 25,306,274		4.04
イギリス	NATIONAL GRID PLC	株式	公益事業	33,027	757.19 751.80	25,008,017 24,829,953		3.97
イギリス	SSE PLC	株式	公益事業	16,158	1,502.41 1,533.56	24,276,060 24,779,391		3.96
アメリカ	NEXTERA ENERGY INC	株式	公益事業	4,625	4,072.02 4,748.35	18,833,098 21,961,161		3.51
スペイン	ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	株式	運輸	15,717	1,077.59 1,240.74	16,944,505 19,500,823		3.12
イギリス	BBA AVIATION PLC	株式	運輸	70,500	197.68 215.65	13,979,131 15,203,889		2.43
フランス	ADP	株式	運輸	2,790	5,038.52 5,321.51	14,057,474 14,847,030		2.37
スイス	FLUGHAFEN ZUERICH AG-REG	株式	運輸	530	25,654.57 26,708.87	13,596,923 14,155,701		2.26
アメリカ	CROWN CASTLE INTL CORP	株式	電気通信 サービス	4,078	3,059.06 3,467.20	12,474,883 14,139,257		2.26
アメリカ	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	株式	公益事業	5,512	2,423.93 2,560.75	13,360,719 14,114,884		2.25

アメリカ	P G & E CORP	株式	公益事業	3,812	2,865.49 3,222.32	10,923,272 12,283,495	1.96
オーストラリア	TRANSURBAN GROUP	株式	運輸	26,640	429.62 443.86	11,445,119 11,824,515	1.89
ポルトガル	BRISA-AUTO-ESTRADAS PORTUGAL	株式	運輸	43,866	223.57 258.92	9,847,152 11,358,021	1.81
アメリカ	SPECTRA ENERGY CORP	株式	エネルギー	4,277	2,179.82 2,398.27	9,323,131 10,257,439	1.64
アメリカ	SOUTHERN CO/THE	株式	公益事業	2,339	3,280.62 3,621.90	7,673,388 8,471,639	1.35
アメリカ	UNION PACIFIC CORP	株式	運輸	941	7,463.04 8,189.90	7,022,720 7,706,704	1.23
香港	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	株式	公益事業	13,500	593.50 569.50	8,012,250 7,688,250	1.23
アメリカ	AMERICAN TOWER CORP-CL A	株式	電気通信サービス	1,587	4,308.35 4,710.26	6,837,352 7,475,193	1.19
オーストラリア	ASCIANO LTD	株式	運輸	20,258	352.08 361.57	7,140,531 7,324,855	1.17
アメリカ	AMERICAN WATER WORKS CO INC	株式	公益事業	2,859	2,318.98 2,501.67	6,629,975 7,152,283	1.14
アメリカ	CORRECTIONS CORP OF AMERICA	株式	商業・ 専門サービス	4,286	1,568.79 1,599.11	6,723,847 6,853,793	1.09

(注1) 株式の数量は株式数、出資金の数量は口数です。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成23年12月30日現在

種類 / 業種別		投資比率 (%)
株式	エネルギー	1.64
	資本財	5.29
	商業・専門サービス	1.09
	運輸	25.55
	メディア	1.00
	電気通信サービス	4.33
	公益事業	46.82
	小計	85.72
出資金		11.16
合計		96.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

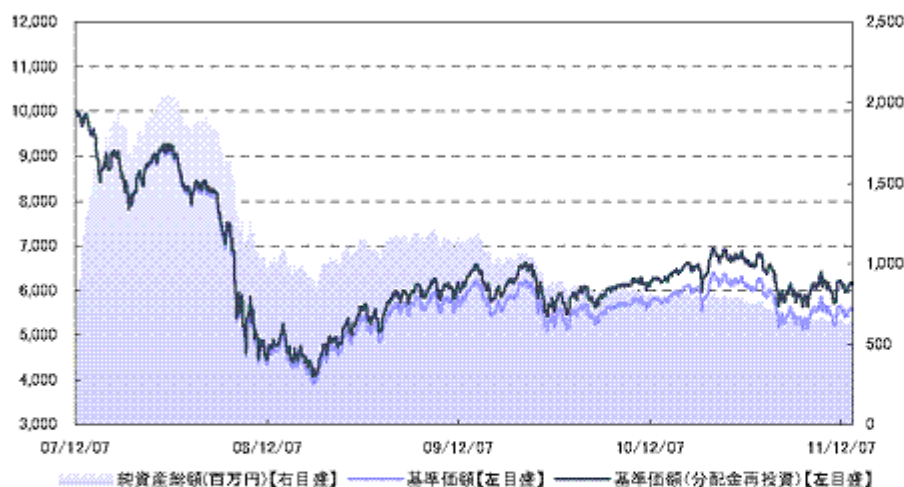
#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## [ 参考情報 ]

## 運用実績

## 1 基準価額・純資産の推移(設定日～2011年12月30日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したもものとして計算

## 2 分配の推移

2011年12月	10円
2011年11月	10円
2011年10月	10円
2011年9月	10円
2011年8月	10円
2011年7月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	570円

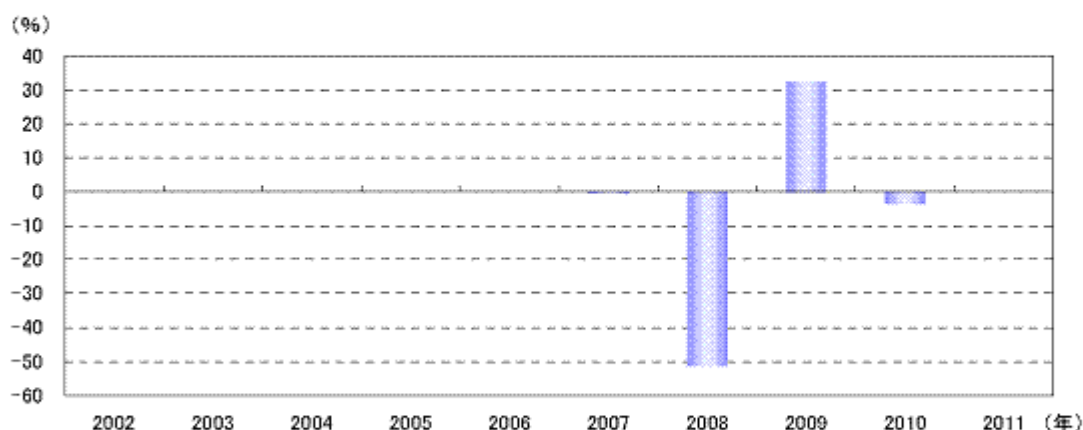
・分配金は1万口当たり、税引前

## 3 主要な資産の状況(2011年12月30日現在)

通貨別構成	比率	組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
アメリカドル	40.0%	1 SP AUSNET	公益事業	オーストラリア	5.9%
ユーロ	33.1%	2 ENBRIDGE ENERGY PARTNERS LP	-	アメリカ	5.8%
イギリスポンド	11.3%	3 KINDER MORGAN ENERGY PRTRNS	-	アメリカ	5.4%
オーストラリアドル	9.2%	4 VINCI SA	資本財	フランス	5.3%
円	2.8%	5 ATLANTIA SPA	運輸	イタリア	5.1%
スイスフラン	2.3%	6 E.ON AG	公益事業	ドイツ	5.1%
香港ドル	1.3%	7 GDF SUEZ	公益事業	フランス	5.1%
		8 EXELON CORP	公益事業	アメリカ	4.4%
		9 VOPAK	運輸	オランダ	4.1%
合計	100.0%	10 PPL CORPORATION	公益事業	アメリカ	4.0%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

## 4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2007年は設定日から年末までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 オーストラリア証券取引所の休業日 シドニーの銀行の休業日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>
申込手数料	申込価額×2.1%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります。この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

## 2【換金(解約)手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 オーストラリア証券取引所の休業日 シドニーの銀行の休業日
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産 留保額	ありません。
解約価額の 算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の 照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
解約請求 受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを)当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数</p> <p>なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。</p> <p>(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>(主な評価方法)</p> <p>マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。</p> <p>株式等：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価します。</p> <p>公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。</p> <p>外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。</p> <p>外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。</p>
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。</p> <p>また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。</p> <p>なお、下記においてもご照会いただけます。</p> <p>三菱UFJ投信株式会社          お客様専用フリーダイヤル 0120-151034          (受付時間：毎営業日の9:00～17:00)          ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a></p>

## (2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

## (3)【信託期間】

信託期間	<p>平成19年12月7日から平成29年11月22日まで</p> <p>ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。</p>
------	---

## (4)【計算期間】

計算期間	<p>原則として、毎月25日から翌月24日まで</p> <p>上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。</p>
------	--

## (5)【その他】

ファンドの償還条件等	<p>委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合</li> <li>・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> <p>このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。</p> <p>委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。</p>
信託約款の変更等	<p>委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。</p>
ファンドの償還等に関する開示方法	<p>委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更のうち重大な内容の変更または併合について、書面による決議(「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。</p> <p>併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。</p>
反対者の買取請求権	<p>委託会社がファンドの任意償還、信託約款について重大な内容の変更または併合を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。</p>
関係法人との契約の更改	<p>委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。</p> <p>委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了日の6ヵ月前に委託会社または再委託先から、書面による契約終了の申出がない限り、本契約は1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。</p>
運用報告書の作成	<p>委託会社は、毎年5月および11月に終了する計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。</p>
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	<p>委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。</p>
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	<p>受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。</p>

信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	<p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。</p> <p>「分配金受取りコース（一般コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。</li> <li>・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> <li>・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。</li> </ul> <p>「分配金再投資コース（累積投資コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。</li> </ul>
償還金に対する請求権	<p>受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。</li> <li>・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> <li>・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。</li> </ul>
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> </ul> <p>（「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）</p>

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成23年5月25日から平成23年11月24日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

三菱UFJグローバル・インフラ関連株式ファンド（毎月決算型）

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [平成23年5月24日現在]	当期 [平成23年11月24日現在]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	3,842,944	1,363,729
親投資信託受益証券	770,027,329	591,799,056
未収入金	-	3,000,000
未収利息	9	3
流動資産合計	773,870,282	596,162,788
資産合計	773,870,282	596,162,788
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	1,253,219	1,140,577
未払解約金	137,770	-
未払受託者報酬	52,287	45,433
未払委託者報酬	914,991	795,048
その他未払費用	2,343	2,033
流動負債合計	2,360,610	1,983,091
負債合計	2,360,610	1,983,091
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,253,219,035	1,140,577,409
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	481,709,363	546,397,712
(分配準備積立金)	28,615,382	32,009,907
元本等合計	771,509,672	594,179,697
純資産合計	771,509,672	594,179,697
負債純資産合計	773,870,282	596,162,788

## （ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	前期 自 平成22年11月25日 至 平成23年 5月24日	当期 自 平成23年 5月25日 至 平成23年11月24日
営業収益		
受取利息	1,490	1,174
有価証券売買等損益	75,908,774	99,528,273
営業収益合計	75,910,264	99,527,099
営業費用		
受託者報酬	328,637	287,081
委託者報酬	1 5,751,107	1 5,023,860
その他費用	14,734	12,852
営業費用合計	6,094,478	5,323,793
営業利益	69,815,786	104,850,892
経常利益	69,815,786	104,850,892
当期純利益	69,815,786	104,850,892
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,149,625	432,286
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	612,959,296	481,709,363
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,863,701	49,513,565
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,863,701	49,513,565
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,448,204	1,822,264
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,448,204	1,822,264
分配金	2 7,831,725	2 7,096,472
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	481,709,363	546,397,712

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [ 平成23年5月24日現在 ]	当期 [ 平成23年11月24日現在 ]
1 期首元本額	1,422,526,229円	1,253,219,035円
期中追加設定元本額	5,952,424円	4,240,990円
期中一部解約元本額	175,259,618円	116,882,616円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	481,709,363円	546,397,712円
3 受益権の総数	1,253,219,035口	1,140,577,409口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6156円 (6,156円)	0.5209円 (5,209円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期（自 平成22年11月25日 至 平成23年5月24日）

## 1 運用に係る権限を委託するための費用

「グローバル・インフラ関連株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の50の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

## 2 分配金の計算過程

( 自 平成22年11月25日 至 平成22年12月24日 )		
費用控除後の配当等収益額	A	2,465,610円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	4,029,127円
分配準備積立金額	D	26,615,654円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,110,391円
当ファンドの期末残存口数	F	1,361,882,698口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	243円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,361,882円

( 自 平成22年12月25日 至 平成23年1月24日 )		
費用控除後の配当等収益額	A	123,101円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	4,002,840円
分配準備積立金額	D	27,307,493円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	31,433,434円
当ファンドの期末残存口数	F	1,343,083,243口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	234円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,343,083円

（ 自 平成23年1月25日 至 平成23年2月24日 ）		
費用控除後の配当等収益額	A	2,372,169円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	3,988,610円
分配準備積立金額	D	25,839,585円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	32,200,364円
当ファンドの期末残存口数	F	1,331,333,570口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	241円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,331,333円

（ 自 平成23年2月25日 至 平成23年3月24日 ）		
費用控除後の配当等収益額	A	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	3,856,764円
分配準備積立金額	D	25,871,559円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	29,728,323円
当ファンドの期末残存口数	F	1,282,131,480口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	231円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,282,131円

（ 自 平成23年3月25日 至 平成23年4月25日 ）		
費用控除後の配当等収益額	A	1,645,819円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	3,801,764円
分配準備積立金額	D	24,155,193円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	29,602,776円
当ファンドの期末残存口数	F	1,260,077,378口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	234円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,260,077円

（ 自 平成23年4月26日 至 平成23年5月24日 ）		
費用控除後の配当等収益額	A	5,471,705円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	3,791,848円
分配準備積立金額	D	24,396,896円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,660,449円
当ファンドの期末残存口数	F	1,253,219,035口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	268円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,253,219円

当期（自 平成23年5月25日 至 平成23年11月24日）

1 運用に係る権限を委託するための費用

「グローバル・インフラ関連株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の50の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2 分配金の計算過程

（ 自 平成23年5月25日 至 平成23年6月24日 ）		
費用控除後の配当等収益額	A	3,915,260円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	3,758,035円
分配準備積立金額	D	28,223,536円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	35,896,831円
当ファンドの期末残存口数	F	1,236,722,967口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	290円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,236,722円

		( 自 平成23年6月25日 至 平成23年7月25日 )
費用控除後の配当等収益額	A	887,071円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	3,677,771円
分配準備積立金額	D	30,037,470円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	34,602,312円
当ファンドの期末残存口数	F	1,202,993,636口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	287円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,202,993円

		( 自 平成23年7月26日 至 平成23年8月24日 )
費用控除後の配当等収益額	A	4,179,934円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	3,641,436円
分配準備積立金額	D	29,296,678円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37,118,048円
当ファンドの期末残存口数	F	1,186,326,134口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	312円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,186,326円

		( 自 平成23年8月25日 至 平成23年9月26日 )
費用控除後の配当等収益額	A	207,467円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	3,626,325円
分配準備積立金額	D	31,895,493円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	35,729,285円
当ファンドの期末残存口数	F	1,172,778,496口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	304円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,172,778円

		( 自 平成23年9月27日 至 平成23年10月24日 )
費用控除後の配当等収益額	A	129,789円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	3,593,941円
分配準備積立金額	D	30,499,918円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	34,223,648円
当ファンドの期末残存口数	F	1,157,076,509口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	295円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,157,076円

		( 自 平成23年10月25日 至 平成23年11月24日 )
費用控除後の配当等収益額	A	4,112,259円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	3,557,087円
分配準備積立金額	D	29,038,225円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	36,707,571円
当ファンドの期末残存口数	F	1,140,577,409口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	321円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,140,577円

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自平成22年11月25日 至平成23年5月24日)	当期 (自平成23年5月25日 至平成23年11月24日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびカントリーリスクに晒されております。 親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左
	実質的な主要投資対象である親投資信託受益証券は、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [平成23年5月24日現在]	当期 [平成23年11月24日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券関係に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期 [平成23年5月24日現在]	当期 [平成23年11月24日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	8,684,107	40,478,998
合計	8,684,107	40,478,998

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数（口）	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	グローバル・インフラ関連株式マザーファンド	980,286,659	591,799,056	
	親投資信託受益証券 小計	980,286,659	591,799,056	
	合計	980,286,659	591,799,056	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## &lt;参考&gt;

当ファンドは「グローバル・インフラ関連株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「グローバル・インフラ関連株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

	[平成23年5月24日現在]	[平成23年11月24日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	7,512,355	2,888,051
コール・ローン	16,111,354	11,597,493
出資金	72,869,408	65,498,365
株式	668,929,729	511,763,644
派生商品評価勘定	581	
未収入金	2,455,179	170,524
未収配当金	2,158,013	2,889,661
未収利息	38	26
流動資産合計	770,036,657	594,807,764
資産合計	770,036,657	594,807,764
負債の部		
流動負債		
未払解約金		3,000,000
流動負債合計		3,000,000
負債合計		3,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	1,099,253,861	980,286,659
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	329,217,204	388,478,895
元本等合計	770,036,657	591,807,764
純資産合計	770,036,657	591,807,764
負債純資産合計	770,036,657	594,807,764

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月25日から翌年11月24日までであります。

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式および出資金は移動平均法、株式および出資金以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

	[ 平成23年5月24日現在 ]	[ 平成23年11月24日現在 ]
1 期首		
期首元本額	平成22年11月25日 1,271,098,358円	平成23年5月25日 1,099,253,861円
期首からの追加設定元本額	1,028,418円	1,519,671円
期首からの一部解約元本額	172,872,915円	120,486,873円
元本の内訳*		
三菱UFJ グローバル・インフラ関連株式ファンド （毎月決算型） （合計）	1,099,253,861円 1,099,253,861円	980,286,659円 980,286,659円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	329,217,204円	388,478,895円
3 受益権の総数	1,099,253,861口	980,286,659口
4 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7005円 （7,005円）	0.6037円 （6,037円）

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託の元本額

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	（自平成22年11月25日 至平成23年5月24日）	（自平成23年5月25日 至平成23年11月24日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式および出資金を実質的な主要投資対象としております。株式および出資金の投資に係る価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびカントリーリスクに晒されております。 デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 平成23年5月24日現在 ]	[ 平成23年11月24日現在 ]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同左

## （有価証券関係に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	[ 平成23年5月24日現在 ]	[ 平成23年11月24日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
出資金	1,306,271	1,140,059
株式	40,808,583	33,823,422
合計	42,114,854	32,683,363

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	[平成23年5月24日現在]			
		契約額等(円)	時価 (円)	評価損益 (円)	
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ニュージーランドドル	941,032		940,451	581
	合計	941,032		940,451	581

[平成23年11月24日現在]

該当事項はありません。

(注)時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。  
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。  
(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。  
(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	AMERICAN TOWER CORP-CL A	1,587	55.420000	87,951.54	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	2,859	29.830000	85,283.97	
	ATMOS ENERGY CORP	2,548	32.540000	82,911.92	
	CORRECTIONS CORP OF AMERICA	4,286	20.180000	86,491.48	
	CROWN CASTLE INTL CORP	4,078	39.350000	160,469.30	
	EXELON CORP	8,072	41.890000	338,136.08	
	FIRSTENERGY CORP	1,912	41.860000	80,036.32	
	NEXTERA ENERGY INC	4,625	52.380000	242,257.50	
	NISOURCE INC	2,323	21.230000	49,317.29	
	P G & E CORP	3,812	36.860000	140,510.32	
	PPL CORPORATION	13,582	28.410000	385,864.62	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	5,512	31.180000	171,864.16	
	SOUTHERN CO/THE	2,339	42.200000	98,705.80	
	SPECTRA ENERGY CORP	5,715	28.040000	160,248.60	
	UNION PACIFIC CORP	941	96.000000	90,336.00	
	アメリカドル 小計	64,191		2,260,384.90 (174,298,279)	
オーストラリアドル	ASCIANO LTD	60,774	1.485000	90,249.39	
	SP AUSNET	501,678	0.935000	469,068.93	
	TRANSURBAN GROUP	26,640	5.430000	144,655.20	
		オーストラリアドル 小計	589,092		703,973.52 (52,706,497)
イギリスポンド	BBA AVIATION PLC	70,500	1.655000	116,677.50	
	INMARSAT PLC	11,193	3.971000	44,447.40	
	NATIONAL GRID PLC	41,933	6.320000	265,016.56	
	SSE PLC	20,037	12.540000	251,263.98	
		イギリスポンド 小計	143,663		677,405.44 (81,112,527)
スイスフラン	FLUGHAFEN ZUERICH AG-REG	530	310.250000	164,432.50	
				164,432.50	
		スイスフラン 小計	530		(13,797,531)
香港ドル	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	13,500	59.350000	801,225.00	

香港ドル 小計	13,500		801,225.00 (7,924,115)	
ユーロ				
ABERTIS INFRASTRUCTURAS SA	15,717	10.705000	168,250.48	
ADP	2,790	50.030000	139,583.70	
ATLANTIA SPA	25,840	10.130000	261,759.20	
BRISA-AUTO-ESTRADAS PORTUGAL	43,866	2.229000	97,777.31	
E.ON AG	15,818	16.460000	260,364.28	
GDF SUEZ	10,943	18.185000	198,998.45	
SES	4,918	17.235000	84,761.73	
VINCI SA	9,969	29.205000	291,144.64	
VOPAK	6,996	37.755000	264,133.98	
ユーロ 小計	136,857		1,766,773.77 (181,924,695)	
合計	947,833		511,763,644 (511,763,644)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨種類	銘柄	口数(口)	評価額	備考
アメリカドル				
出資金	ENBRIDGE ENERGY PARTNERS LP	14,152.00	424,843.04	
	KINDER MORGAN ENERGY PRTRNS	5,667.00	424,571.64	
出資金 小計		19,819.00	849,414.68 (65,498,365)	
アメリカドル 小計		19,819.00	849,414.68 (65,498,365)	
合計			65,498,365 (65,498,365)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 出資金 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 15銘柄	72.69%		30.19%
	出資金 2銘柄		27.31%	11.35%
オーストラリアドル	株式 3銘柄	100.00%		9.13%
イギリスポンド	株式 4銘柄	100.00%		14.05%
スイスフラン	株式 1銘柄	100.00%		2.39%
香港ドル	株式 1銘柄	100.00%		1.37%
ユーロ	株式 9銘柄	100.00%		31.52%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成23年12月30日現在

(単位:円)

資産総額	628,519,106
負債総額	768,953
純資産総額( - )	627,750,153
発行済口数	1,120,077,665 口
1口当たり純資産価額( / )	0.5605 ( 1万口当たり 5,605 )

## &lt;参考&gt;

「グローバル・インフラ関連株式マザーファンド」の現況  
純資産額計算書

平成23年12月30日現在

(単位:円)

資産総額	625,975,354
負債総額	
純資産総額( - )	625,975,354
発行済口数	960,443,551 口
1口当たり純資産価額( / )	0.6518 ( 1万口当たり 6,518 )

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### （4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

### （7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

平成23年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成23年12月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	367	5,451,664
追加型公社債投資信託	18	438,013
単位型株式投資信託	10	40,161
単位型公社債投資信託	8	131,919
合計	403	6,061,757

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、第26期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び第26期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度に係る中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
<b>(資産の部)</b>				
<b>流動資産</b>				
現金及び預金	2	8,675,536	2	17,056,128
有価証券	2	14,000,000	2	10,000,000
前払費用		136,193		156,230
未収入金	2	45,397	2	19,641
未収委託者報酬		4,345,110		4,517,987
未収収益	2	43,835	2	63,656
繰延税金資産		407,456		429,080
金銭の信託	2	500,000	2	30,000
その他		8,190		28,070
流動資産合計		28,161,721		32,300,796
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	1	333,687	1	306,543
器具備品	1	158,971	1	184,985
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,697,691		1,696,560
<b>無形固定資産</b>				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		787,767		909,905
ソフトウェア仮勘定		72,475		146,761
その他		112		68
無形固定資産合計		876,178		1,072,557
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		11,797,311		9,405,012
関係会社株式		431,812		431,812
長期性預金	2	5,000,000	2	7,000,000
長期差入保証金	2	1,030,783	2	797,041
長期前払費用		142		52
繰延税金資産		474,632		442,254
その他		16,075		15,035
投資その他の資産合計		18,750,756		18,091,208
固定資産合計		21,324,626		20,860,326
資産合計		49,486,347		53,161,123

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	51,838	47,528
未払金		
未払収益分配金	274,776	245,085
未払償還金	1,607,485	1,328,820
未払手数料	2 1,748,905	2 1,768,519
その他未払金	52,889	104,042
未払費用	2 1,034,566	2 1,240,586
未払消費税等	104,853	184,873
未払法人税等	1,727,215	2,228,870
賞与引当金	580,826	550,000
デリバティブ債務	7,536	
その他		227,518
<b>流動負債合計</b>	<b>7,190,892</b>	<b>7,925,844</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	68,206	105,461
役員退職慰労引当金	66,197	76,024
時効後支払損引当金		196,123
<b>固定負債合計</b>	<b>134,404</b>	<b>377,609</b>
<b>負債合計</b>	<b>7,325,296</b>	<b>8,303,454</b>
<b>(純資産の部)</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	31,383,254	34,903,313
利益剰余金合計	38,723,843	42,243,903
<b>株主資本合計</b>	<b>40,946,071</b>	<b>44,466,131</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券</b>		
評価差額金	1,277,237	391,537
繰延ヘッジ損益	62,258	
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>1,214,979</b>	<b>391,537</b>
<b>純資産合計</b>	<b>42,161,050</b>	<b>44,857,668</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>49,486,347</b>	<b>53,161,123</b>

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		40,630,847		48,411,622
その他営業収益				
投資顧問料		7,619		16,400
その他		85,040		236,596
営業収益合計		40,723,506		48,664,618
営業費用				
支払手数料	2	17,208,659	2	19,778,797
広告宣伝費		579,833		696,640
公告費		7,195		7,795
調査費				
調査費		799,697		895,558
委託調査費		5,231,920		8,991,373
事務委託費		183,931		243,109
営業雑経費				
通信費		98,055		98,144
印刷費		607,867		569,763
協会費		35,983		37,616
諸会費		5,761		6,248
事務機器関連費		841,349		880,509
営業費用合計		25,600,255		32,205,558
一般管理費				
給料				
役員報酬		194,520		199,168
給料・手当		3,445,656		3,576,037
賞与引当金繰入		580,826		550,000
福利厚生費		458,092		492,032
交際費		21,080		23,412
旅費交通費		108,299		156,920
租税公課		102,967		108,850
不動産賃借料		654,768		655,939
退職給付費用		177,435		163,440
役員退職慰労引当金繰入		18,448		18,106
固定資産減価償却費		382,798		406,176
諸経費		287,163		369,603
一般管理費合計		6,432,057		6,719,689
営業利益		8,691,194		9,739,370

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		30,250		29,543
有価証券利息	2	29,170	2	11,040
受取利息	2	19,853	2	20,465
投資有価証券償還益		73,517		371,171
収益分配金等時効完成分		421,674		438,693
その他		8,586		8,257
営業外収益合計		583,053		879,170
営業外費用				
投資有価証券償還損		181,632		192,004
収益分配金等時効完成分支払額		10,520		
時効後支払損引当金繰入				666
事務過誤費		7,510		32,187
その他		3,626		7,757
営業外費用合計		203,289		232,615
経常利益		9,070,957		10,385,925
特別利益				
投資有価証券売却益		231,903		351,930
ゴルフ会員権売却益		10,190		
特別利益合計		242,093		351,930
特別損失				
投資有価証券売却損		129,159		127,114
過年度時効後支払損引当金繰入				204,138
固定資産除却損	1	701	1	3,431
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額				37,264
その他				2,429
特別損失合計		129,860		374,378
税引前当期純利益		9,183,190		10,363,477
法人税、住民税及び事業税		3,627,233		4,027,373
法人税等調整額		118,635		25,800
法人税等合計		3,508,597		4,001,573
当期純利益		5,674,592		6,361,903

## (3)【株主資本等変動計算書】

	(単位：千円)	
	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,131	2,000,131
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	222,096	222,096
資本剰余金合計		
前期末残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	342,589	342,589
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	6,998,000	6,998,000
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	27,520,492	31,383,254
当期変動額		
剰余金の配当	1,811,830	2,841,844
当期純利益	5,674,592	6,361,903
当期変動額合計	3,862,761	3,520,059
当期末残高	31,383,254	34,903,313
利益剰余金合計		
前期末残高	34,861,082	38,723,843
当期変動額		
剰余金の配当	1,811,830	2,841,844
当期純利益	5,674,592	6,361,903
当期変動額合計	3,862,761	3,520,059
当期末残高	38,723,843	42,243,903
株主資本合計		
前期末残高	37,083,309	40,946,071
当期変動額		
剰余金の配当	1,811,830	2,841,844
当期純利益	5,674,592	6,361,903
当期変動額合計	3,862,761	3,520,059
当期末残高	40,946,071	44,466,131
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	621,031	1,277,237
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,898,269	885,699
当期変動額合計	1,898,269	885,699
当期末残高	1,277,237	391,537
繰延ヘッジ損益		
前期末残高		62,258

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	62,258	62,258
当期変動額合計	62,258	62,258
当期末残高	62,258	
評価・換算差額等合計		
前期末残高	621,031	1,214,979
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,836,011	823,441
当期変動額合計	1,836,011	823,441
当期末残高	1,214,979	391,537
純資産合計		
前期末残高	36,462,278	42,161,050
当期変動額		
剰余金の配当	1,811,830	2,841,844
当期純利益	5,674,592	6,361,903
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,836,011	823,441
当期変動額合計	5,698,772	2,696,617
当期末残高	42,161,050	44,857,668

## 重要な会計方針

項目	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。	同 左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	-
3. 固定資産の減価償却の方法		
(1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物38年であります。	同 左
(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	同 左
それ以外の無形固定資産	定額法を採用しております。	同 左
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
5. 引当金の計上基準		
(1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	同 左
(2) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。	同 左
(3) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同 左
(4) 時効後支払損引当金	-	時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. ヘッジ会計の手法		
(1) ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。	-
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象	当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 a. ヘッジ手段...株価指数先物 ヘッジ対象...投資有価証券 b. ヘッジ手段...株式関連オプション ヘッジ対象...投資有価証券	-

(3) ヘッジ方針	当社の内規である「ヘッジ取引に関する内規」に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。	-
(4) ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象の騰落率とヘッジ手段の騰落率を比較し、両者の変動額を基礎にして、有効性を評価しております。	-
7.消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同 左

## 重要な会計方針の変更

第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ12,085千円、税引前当期純利益は49,350千円減少しております。

## 追加情報

第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
-	従来は時効が成立し、利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者から支払請求を受けた時点で支払予定額を費用計上しておりましたが、信頼性のある見積もりを行うための社内体制を整備し、当事業年度より将来の支払見込額を合理的に見積もることが可能となりました。そのため、当事業年度より受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上しております。この結果、従来の方法に比べて経常利益は8,014千円多く計上され、税引前当期純利益は196,123千円少なく計上されています。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

項目	第25期 （平成22年3月31日現在）		第26期 （平成23年3月31日現在）	
	1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 152,240千円	器具備品 167,633千円	建物 181,085千円
2.関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。		区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。	
	預金 5,272,377千円		預金 13,335,700千円	
	有価証券 14,000,000千円		有価証券 10,000,000千円	
	未収入金 2,072千円		未収入金 1,500千円	
	未収収益 43,545千円		未収収益 63,656千円	
	金銭の信託 500,000千円		金銭の信託 30,000千円	
	長期性預金 5,000,000千円		長期性預金 7,000,000千円	
	長期差入保証金 837,940千円		長期差入保証金 788,590千円	
	未払手数料 1,005,639千円		未払手数料 986,786千円	
	未払費用 153,908千円		未払費用 134,713千円	

## （損益計算書関係）

項目	第25期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）		第26期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	
	1.固定資産除却損の内訳	器具備品 701千円		器具備品 3,431千円
2.関係会社に対する主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。		区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。	
	支払手数料 11,148,518千円		支払手数料 11,685,424千円	
	有価証券利息 26,197千円		有価証券利息 8,718千円	
	受取利息 19,853千円		受取利息 20,465千円	

## （株主資本等変動計算書関係）

第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

## 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

平成21年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	1,811,830千円
1株当たり配当額	14,600円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月30日

## (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,841,844千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	22,900円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年7月1日

第26期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成22年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,841,844千円
1株当たり配当額	22,900円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年7月1日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	3,189,318千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	25,700円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月30日

## (金融商品関係)

第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。このうち一部の投資信託については価格変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引は、投資信託に係る価格変動リスクに対するヘッジを目的とした先物取引及びオプション取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「6.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資信託については、内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

デリバティブ取引については、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	8,675,536	8,675,536	-
(2) 有価証券	14,000,000	14,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	4,345,110	4,345,110	-
(4) 長期性預金	5,000,000	5,007,477	7,477
(5) 投資有価証券	11,533,054	11,533,054	-
(6) 未払手数料	(1,748,905)	(1,748,905)	-
(7) 未払法人税等	(1,727,215)	(1,727,215)	-
(8) デリバティブ取引(*2)	(7,536)	(7,536)	-

(\*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1)現金及び預金、(2)有価証券並びに(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

## (4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

## (5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

## (6)未払手数料、並びに(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (8)デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

## （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額264,257千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## （注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,675,536	-	-	-
未収委託者報酬	4,345,110	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	14,000,000	-	-	-
投資信託	-	3,044,412	62,645	-
長期性預金	-	5,000,000	-	-
合計	27,020,647	8,044,412	62,645	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	17,056,128	17,056,128	-
(2) 有価証券	10,000,000	10,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	4,517,987	4,517,987	-
(4) 長期性預金	7,000,000	7,010,576	10,576
(5) 投資有価証券	9,140,755	9,140,755	-
(6) 未払手数料	(1,768,519)	(1,768,519)	-
(7) 未払法人税等	(2,228,870)	(2,228,870)	-

(\*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

### （注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(2) 有価証券並びに(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

#### (4) 長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

#### (5) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

#### (6) 未払手数料及び(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額264,257千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,056,128	-	-	-
未収委託者報酬	4,517,987	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	10,000,000	-	-	-
投資信託	-	2,032,211	1,152,101	-
長期性預金	-	7,000,000	-	-
合計	31,574,115	9,032,211	1,152,101	-

## (有価証券関係)

第25期(平成22年3月31日現在)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,083,784	4,825,309	1,258,474
	小計	6,083,784	4,825,309	1,258,474
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	5,449,270	5,692,652	243,382
	小計	5,449,270	5,692,652	243,382
	合計	11,533,054	10,517,961	1,015,092

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額264,257千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	11,600	-	10,920
債券	-	-	-
その他	1,988,176	253,043	118,239
合計	1,999,776	253,043	129,159

第26期(平成23年3月31日現在)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	4,026,733	3,476,499	550,234
	小計	4,026,733	3,476,499	550,234
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	5,114,022	5,236,164	122,142
	小計	5,114,022	5,236,164	122,142
合計	9,140,755	8,712,663	428,091	

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額264,257千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,283,999	392,809	127,114
合計	4,283,999	392,809	127,114

(デリバティブ取引関係)

第25期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

- ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当するものはありません。
- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
株式関連

(単位:千円)

ヘッジ会計の手法	取引の種類	主なヘッジ対象	当事業年度(平成22年3月31日)		
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	先物取引(売建)	投資有価証券	373,043	-	7,536

(注) 時価の算定方法 取引所の価格及び決算日の為替レートによっております。

第26期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

重要な取引はありません。

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

## 2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(1)退職給付債務	661,846	567,377
(2)年金資産	416,582	309,065
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	245,263	258,311
(4)未認識数理計算上の差異	177,056	152,850
(5)貸借対照表計上額純額(3)+(4)	68,206	105,461
(6)退職給付引当金	68,206	105,461

## 3.退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
(1)勤務費用	28,685	28,585
(2)利息費用	11,367	9,774
(3)期待運用収益	6,824	6,248
(4)数理計算上の差異の費用処理額	57,581	37,969
(5)退職給付費用	90,809	70,080
(6)その他	86,626	93,360
(7)合計	177,435	163,440

(注)「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

## 4.退職給付の計算基礎に関する事項

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(1)割引率	1.5%	同左
(2)期待運用収益率	1.5%	同左
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4)数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。	同左

(税効果会計関係)

## 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	669,724	651,260
投資有価証券評価損	849,883	408,754
ゴルフ会員権評価損	9,710	9,710
未払事業税	136,281	172,269
賞与引当金	236,338	223,795
役員退職慰労引当金	26,935	30,934
退職給付引当金	27,753	42,912
減価償却超過額	54,520	39,127
委託者報酬	106,666	92,577
長期差入保証金	-	20,080
時効後支払損引当金	-	79,802
その他	62,287	34,708
繰延税金資産 小計	2,180,101	1,805,934
評価性引当額	1,298,012	898,045
繰延税金資産 合計	882,088	907,888
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	36,553
繰延税金負債 合計	-	36,553
繰延税金資産(負債)の純額	882,088	871,334

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
	(%)		(%)
法定実効税率 (調整)	40.7	法定実効税率 (調整)	40.7
投資有価証券評価損認容	2.1	投資有価証券評価損認容	2.9
その他	0.4	その他	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.6

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第26期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第26期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第26期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第26期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第26期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

第26期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

## (関連当事者情報)

第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
主要株主	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業 銀行業	被所有 直接 30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,064,069 千円	未払手数料	285,840 千円	
							事務所の賃借	631,409 千円	長期差入保証金	833,144 千円	
							投資の助言	186,556 千円	未払費用	99,917 千円	
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,084,449 千円	未払手数料	719,799 千円	
							取引銀行	譲渡性預金の預入	49,000,000 千円	有価証券	14,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	26,197 千円	未収利息	1,234 千円
								マルチコーラブル預金の預入	5,000,000 千円	長期性預金	5,000,000 千円
								マルチコーラブル預金に係る受取利息	16,869 千円	未収利息	1,597 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区	65,518 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,822,731 千円	未払手数料	397,272 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

第26期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,481,369 千円	未払手数料	294,093 千円
							事務所の賃借	631,409 千円	事務所賃借料	783,794 千円
							投資の助言	189,915 千円	投資助言料	88,454 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,204,055 千円	未払手数料	692,693 千円
							取引銀行	41,000,000 千円	譲渡性預金の預入	10,000,000 千円
								8,718 千円	譲渡性預金に係る受取利息	675 千円
								9,000,000 千円	マルチコーラル預金の預入	6,000,000 千円
								18,499 千円	マルチコーラル預金に係る受取利息	7,000,000 千円
								現金及び預金	3,069 千円	

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	3,000 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,447,569 千円	未払手数料	408,084 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)は、平成22年5月1日付で三菱UFJ証券(株)から商号変更をしております。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

項目	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	339,739円97銭	361,469円71銭
1株当たり当期純利益	45,726円70銭	51,265円16銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
当期純利益（千円）	5,674,592	6,361,903
普通株式に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	5,674,592	6,361,903
期中平均株式数（株）	124,098	124,098

[次へ](#)

中間財務諸表  
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第27期中間会計期間  
(平成23年9月30日現在)

(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		12,391,285
有価証券		10,000,000
前払費用		249,305
未収入金		25,499
未収委託者報酬		3,940,745
未収収益		45,150
繰延税金資産		408,951
金銭の信託		30,000
その他		35,283
流動資産合計		27,126,222
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	295,215
器具備品	1	198,581
土地		1,205,031
有形固定資産合計		1,698,828
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		941,198
ソフトウェア仮勘定		268,086
その他		46
無形固定資産合計		1,225,153
投資その他の資産		
投資有価証券		11,084,227
関係会社株式		320,136
長期性預金		8,500,000
長期差入保証金		843,363
長期前払費用		7
繰延税金資産		454,761
その他		15,035
投資その他の資産合計		21,217,531
固定資産合計		24,141,513
資産合計		51,267,736

(単位：千円)

第27期中間会計期間  
(平成23年9月30日現在)

(負債の部)	
流動負債	
預り金	84,072
未払金	
未払収益分配金	185,028
未払償還金	1,100,533
未払手数料	1,543,826
その他未払金	60,533
未払費用	1,165,016
未払消費税等	2      118,279
未払法人税等	2,007,720
賞与引当金	546,000
その他	240,623
流動負債合計	7,051,635
固定負債	
退職給付引当金	114,876
役員退職慰労引当金	40,236
時効後支払損引当金	202,870
固定負債合計	357,982
負債合計	7,409,618
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	222,096
資本剰余金合計	222,096
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	34,612,717
利益剰余金合計	41,953,307
株主資本合計	44,175,534
評価・換算差額等	
その他有価証券	317,416
評価差額金	
評価・換算差額等合計	317,416
純資産合計	43,858,117
負債純資産合計	51,267,736

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	24,575,782
その他営業収益	
投資顧問料	7,818
その他	84,509
営業収益合計	24,668,109
営業費用	
支払手数料	9,969,103
広告宣伝費	232,548
公告費	5,179
調査費	
調査費	458,736
委託調査費	5,096,180
事務委託費	163,123
営業雑経費	
通信費	45,651
印刷費	190,661
協会費	20,318
諸会費	3,638
事務機器関連費	471,438
営業費用合計	16,656,579
一般管理費	
給料	
役員報酬	100,912
給料・手当	1,561,651
賞与引当金繰入	546,000
福利厚生費	260,673
交際費	14,181
旅費交通費	71,936
租税公課	55,257
不動産賃借料	347,685
退職給付費用	71,102
役員退職慰労引当金繰入	13,306
固定資産減価償却費	1
諸経費	116,749
一般管理費合計	3,399,423
営業利益	4,612,106

(単位：千円)

第27期中間会計期間  
(自平成23年4月1日  
至平成23年9月30日)

営業外収益	
受取配当金	60,078
有価証券利息	4,371
受取利息	12,824
投資有価証券償還益	1,876
収益分配金等時効完成分	301,525
その他	5,987
営業外収益合計	386,664
営業外費用	
時効後支払損引当金繰入	14,530
その他	1,189
営業外費用合計	15,719
経常利益	4,983,051
特別利益	
投資有価証券売却益	33,040
特別利益合計	33,040
特別損失	
投資有価証券売却損	63,598
関係会社株式売却損	13,563
投資有価証券評価損	1,121
固定資産除却損	14,721
特別損失合計	93,004
税引前中間純利益	4,923,086
法人税、住民税及び事業税	1,980,189
法人税等調整額	44,175
法人税等合計	2,024,364
中間純利益	2,898,722

## (3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,131
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	222,096
資本剰余金合計	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	222,096
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	342,589
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	6,998,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	6,998,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	34,903,313
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,189,318
中間純利益	2,898,722
当中間期変動額合計	290,596
当中間期末残高	34,612,717
利益剰余金合計	
当期首残高	42,243,903
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,189,318
中間純利益	2,898,722
当中間期変動額合計	290,596
当中間期末残高	41,953,307
株主資本合計	
当期首残高	44,466,131
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,189,318
中間純利益	2,898,722
当中間期変動額合計	290,596
当中間期末残高	44,175,534
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	391,537
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	708,954
当中間期変動額合計	708,954
当中間期末残高	317,416
評価・換算差額等合計	
当期首残高	391,537

当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	708,954
当中間期変動額合計	708,954
当中間期末残高	317,416
純資産合計	
当期首残高	44,857,668
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,189,318
中間純利益	2,898,722
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	708,954
当中間期変動額合計	999,550
当中間期末残高	43,858,117

## [重要な会計方針]

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

## (2) その他有価証券

時価のあるものは中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

## (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

それ以外の無形固定資産

定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

## (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

## (4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## [追加情報]

第27期中間会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## [注記事項]

(中間貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

第27期中間会計期間 (平成23年9月30日現在)	
建物	194,967千円
器具備品	263,184千円

## 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

## 1 減価償却実施額

第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
有形固定資産	54,074千円
無形固定資産	185,891千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第27期中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

## 2. 配当に関する事項

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	3,189,318千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	25,700円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月30日

(金融商品関係)

第27期中間会計期間(平成23年9月30日現在)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,391,285	12,391,285	-
(2) 有価証券	10,000,000	10,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	3,940,745	3,940,745	-
(4) 長期性預金	8,500,000	8,510,283	10,283
(5) 投資有価証券	10,821,091	10,821,091	-
資産計	45,653,123	45,663,407	10,283
(1) 未払手数料	1,543,826	1,543,826	-
(2) 未払法人税等	2,007,720	2,007,720	-
負債計	3,551,547	3,551,547	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資産

## (1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

## (4) 長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

## (5) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

## 負債

### (1) 未払手数料、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額263,135千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

### (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (有価証券関係)

第27期中間会計期間（平成23年9月30日現在）

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,119,753	1,905,456	214,297
	小計	2,119,753	1,905,456	214,297
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,701,338	9,233,052	531,714
	小計	8,701,338	9,233,052	531,714
	合計	10,821,091	11,138,508	317,416

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額263,135千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### (デリバティブ取引関係)

第27期中間会計期間（平成23年9月30日現在）

#### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

重要な取引はありません。

#### 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

重要な取引はありません。

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

	第27期中間会計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）
1株当たり中間純利益金額 （算定上の基礎）	23,358.33円
中間純利益金額（千円）	2,898,722
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	2,898,722
普通株式の期中平均株式数（株）	124,098

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

	第27期中間会計期間 （平成23年9月30日現在）
1株当たり純資産額 （算定上の基礎）	353,415.18円
純資産の部の合計額（千円）	43,858,117
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	43,858,117
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	124,098

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成23年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成23年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

#### (3) 再委託先

名称：コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント（オーストラリア）リミテッド

資本金の額：600万豪ドル（平成23年9月末現在）

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 再委託先：委託会社からマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

### 3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成23年12月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%（62,050株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

### 第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成23年10月11日 臨時報告書

平成23年8月23日 有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成23年7月11日 臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成23年12月21日

三菱UFJ投信株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ グローバル・インフラ関連株式ファンド（毎月決算型）の平成23年5月25日から平成23年11月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ グローバル・インフラ関連株式ファンド（毎月決算型）の平成23年11月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成23年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 徳彌	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月6日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島 拓也	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[前へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成22年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 徳彌 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。